

議案第60号

石岡市下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、下水道の使用料を改正するため。

石岡市下水道条例の一部を改正する条例

石岡市下水道条例（平成17年条例第156号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第21条関係）

旧石岡市の区域における使用料

（単位：円）

区分	基本料金		超過料金	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	1 m ³ につき
一般汚水	10m ³ まで	1,320	10m ³ を超え20m ³ まで	143
			20m ³ を超え30m ³ まで	154
			30m ³ を超え50m ³ まで	165
			50m ³ を超え100m ³ まで	176
			100m ³ を超えるもの	187
公衆浴場汚水	10m ³ まで	1,320	10m ³ を超えるもの	88

別表第2（第22条関係）

旧八郷町の区域における使用料

（単位：円）

基本料金		人員割料金	
1世帯につき	2,640	世帯員1人につき	440
1事業所につき	3,520	従業員1人につき	440

備考 事業所とは、主たる用途が住居以外の併用住宅、集会施設、事務所等をいう。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。